



中部電力パワーグリッド



不適切事象の概要

2025年9月11日

中部電力パワーグリッド株式会社

電力設備保守業務（巣の撤去作業）の概要

- カラスが電力設備上に巣を作ることにより、巣の材料である木の枝や針金などが設備に接触し、停電に至るおそれがあります。このような**停電を未然に防ぐため、必要に応じて、電力設備上の巣の撤去を行っています。**
- 巣の中に卵や雛がいる場合で、停電のおそれが無い（低い）場合には、巣を剪定することや雛が巣立つまで残置することを原則としていますが、**停電に至る可能性がある」と判断した場合には、緊急的に巣を撤去しています。**
- 巣の撤去に伴う、雛の捕獲や卵の採取にあたっては、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下、「法令）」に基づき、**あらかじめ、雛の捕獲および卵の採取の予定数量等を行政に申請し、許可を得るとともに、許可期間終了後30日以内に実績数量の報告を行う必要があります。**

【業務の流れ】

【凡例】 : 机上業務 : 現場業務

【1月頃】



①申請書類作成

→ ②申請書類提出

→ ③許可受領

【2月～6月頃】



④巣発見および
捕獲・採取

→ ⑤数量管理

【7月～8月頃】



⑥報告書類作成

→ ⑦報告書類提出

【ご参考】 電力設備上に作られたカラスの巣

● 停電に至る可能性が低いケース



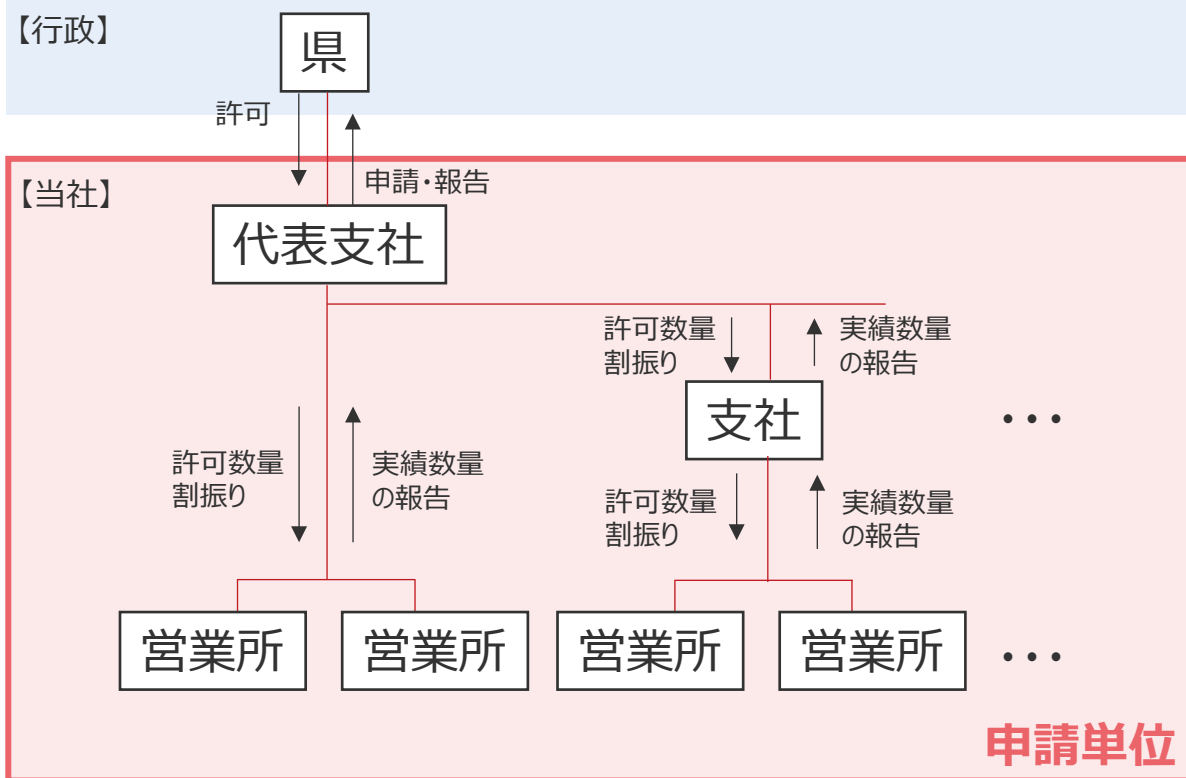
● 停電に至る可能性が高いケース



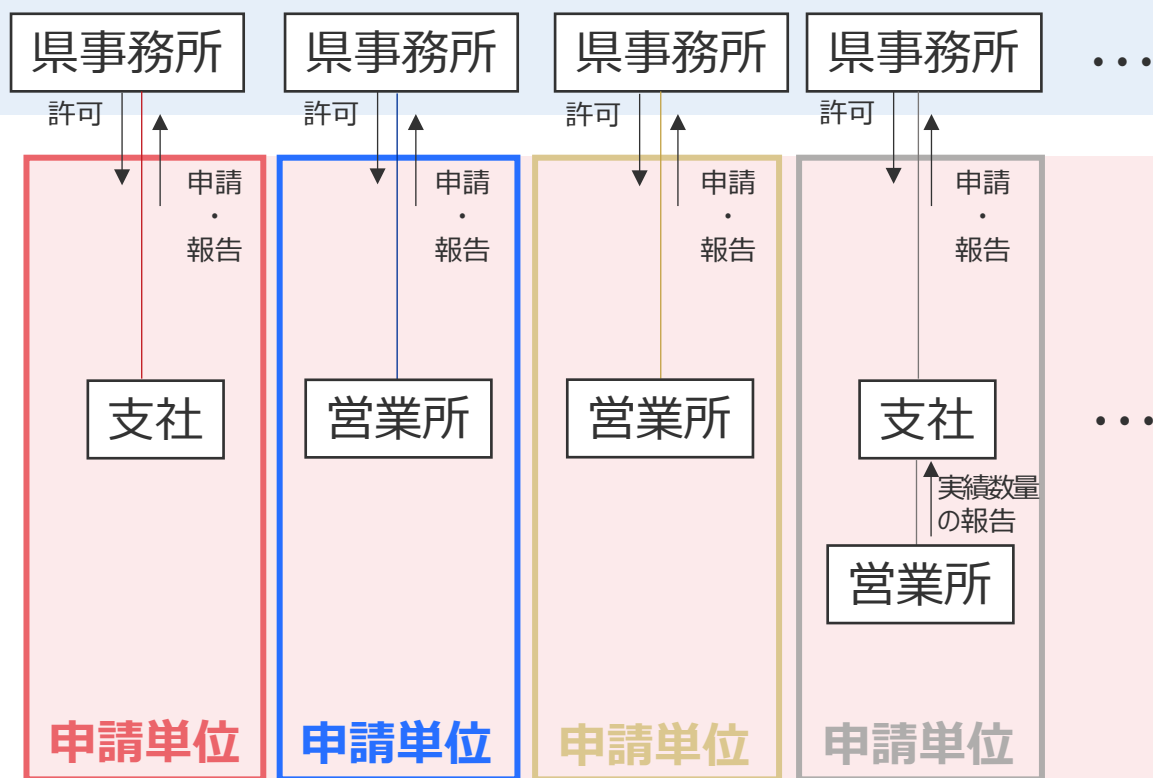
各県における雛の捕獲および卵の採取に関する申請体制図

■ 各県における雛の捕獲および卵の採取に関する申請は、以下の体制で実施している。

・静岡県、長野県（雛・卵）：県単位で一括の申請を実施



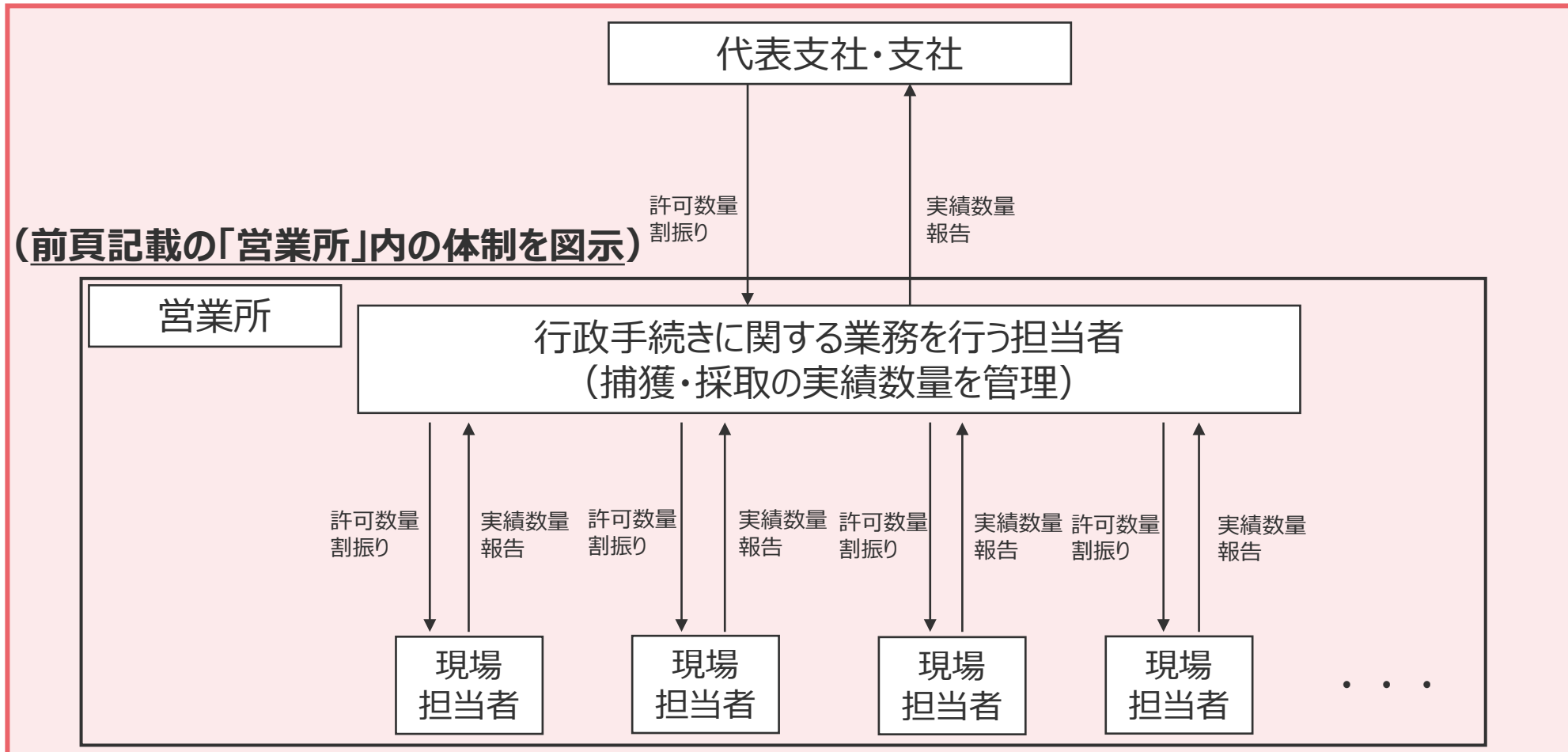
・三重県（卵）：県の出先機関単位で申請を実施※



※ 三重県内の雛の捕獲に関する申請は、県から権限移譲された各市町に対して実施する必要がある。

営業所における捕獲・採取数量の管理体制

- それぞれの営業所内において、「行政手続きに関する業務を行う担当者」と「現場担当者」の連携は、以下の体制で実施している。



判明した不適切事象

- このたび、巣の撤去作業の取扱いについて調査を行ったところ、行政手続きにおいて、**複数事業場で、複数年にわたり、不適切な取扱いが行われていたことを確認しました。**

【事象①】

未申請（無許可）で、捕獲および採取を実施した事象（三重県）

【事象②】

捕獲および採取数量が許可数量を超過しており、実績数量を過少報告した事象（静岡県・三重県）

【事象③】

捕獲および採取数量は許可数量内ではあるが、実績数量と相違して報告した事象（静岡県・三重県・長野県）

不適切事象の概要

■ 未申請（無許可）で雛の捕獲および卵の採取を実施していた。

【雛の捕獲】

年※	申請先	捕獲実績数量
2022年	7 市町	【無許可】 98 [羽]
2023年	1 0 市町	【無許可】 125 [羽]
2024年	7 市町	【無許可】 111 [羽]
2025年	9 市町	【無許可】 97 [羽]
合計		【無許可】 431 [羽]

【卵の採取】

年※	申請先	採取実績数量
2023年	三重県 (1 事務所)	【無許可】 2 [個]

※ 当社内の調査において、当年の実績確認が可能であった2022年以降について記載

不適切事象の事実関係・原因

工 程	①申請書類作成	④巣発見および捕獲・採取
事 実	➤ 行政手続きに関する業務を行う各事業場の担当者は、法令に基づく<u>行政からの許可が必要であることを認識した上で、「雛は捕獲できない（申請しても許可が下りない）」という誤った認識があったため、雛の捕獲申請を実施しなかった。</u> 原因Ⅰ：法令に基づいた業務運用が未定着 原因Ⅱ：コンプライアンスを最優先とする意識が欠如	➤ 巣の撤去を行う各事業場の現場担当者は、<u>停電のおそれがあり、緊急を要する場合には、行政からの許可を得ていないことを認識した上で捕獲を実施していた。</u> ➤ 現場担当者および管理者は、法令に基づく<u>行政からの許可を得ていないことを認識した上で雛を捕獲することが、過去からの慣習となっていたため、本事象が発覚するまで是正できなかった。</u> 原因Ⅰ：法令に基づいた業務運用が未定着 原因Ⅱ：コンプライアンスを最優先とする意識が欠如
	➤ 行政手続きに関する業務を行う事業場の担当者は、法令に基づく<u>卵の採取における申請を失念していた。（2023年のみ）</u> 原因Ⅲ：業務管理体制の不備	

不適切事象の概要

■ 捕獲・採取実績数量が許可数量を超過していたにもかかわらず、実績数量を過少に報告していた。

申請先	年※1	対象	許可数量 (捕獲・採取)	実績数量 (捕獲・採取)	報告数量 (捕獲・採取)	実績数量と 許可数量の差
静岡県	2023年	雛	330 [羽]	361 [羽]	249 [羽]	【超過】 31 [羽]
	2024年			495 [羽]	250 [羽]	【超過】 165 [羽]
三重県※2	2022年	卵	100 [個]	124 [個]	98 [個]	【超過】 24 [個]
	2023年			169 [個]	93 [個]	【超過】 69 [個]
	2024年			107 [個]	59 [個]	【超過】 7 [個]
					合計	【超過】 196 [羽] 100 [個]

※1 当社内の調査において、当年の実績確認が可能であった2022年以降について記載
※2 申請先の県事務所数は右のとおり（2022年：1事務所、2023年：1事務所、2024年：1事務所）

不適切事象の事実関係・原因

工 程	④ 巣発見および捕獲・採取	⑤ 数量管理
事 実	➤ 巣の撤去を行う現場担当者は、<u>自身に割り当てられた数量を認識せずに、作業を行っていた。</u> 原因Ⅲ：業務管理体制の不備	➤ 行政手続きに関する業務を行う各事業場の担当者は、事業場に割り当てられた数量を超過した場合においても、<u>他の事業場を含めた合計値が、行政から許可を得た数量を超過しなければ問題無いと考え、進捗管理を実施していなかった。</u> 原因Ⅲ：業務管理体制の不備
工 程	⑥ 報告書類作成	
事 実	➤ 行政手続きに関する業務を行う各事業場の担当者は、事業場に割り当てられた数量を超過した場合においても、<u>過去からの慣習により、行政から許可を得た数量内に収まる値で過少に報告をしていた。</u> 原因Ⅰ：法令に基づいた業務運用が未定着 原因Ⅱ：コンプライアンスを最優先とする意識が欠如	➤ 行政への報告書をチェックする管理者は、<u>記載されている報告数量と、事業場で記録している実績数量は一致しているものと思い込んでおり、報告数量と実績数量の照合を実施していなかった。</u> 原因Ⅲ：業務管理体制の不備

不適切事象の概要

■ 捕獲・採取実績数量は許可数量内ではあるものの、誤った実績数量を報告していた。

【雛の捕獲】

申請先	年※	許可数量 (捕獲)	実績数量 (捕獲)	報告数量 (捕獲)	実績数量と 報告数量の差
静岡県	2022年	322 [羽]	322 [羽]	226 [羽]	96 [羽]
長野県	2022年	2,037 [羽]	824 [羽]	310 [羽]	【最大】 514 [羽]
	2023年	1,908 [羽]	417 [羽]	381 [羽]	36 [羽]
	2024年	2,067 [羽]	505 [羽]	437 [羽]	68 [羽]

※ 当社内の調査において、当年の実績確認が可能であった2022年以降について記載

不適切事象の概要

【卵の採取】

申請先	年※1	許可数量 （採取）	実績数量 （採取）	報告数量 （採取）	実績数量と 報告数量の差
静岡県	2022年	1,449 [個]	1,324 [個]	1,143 [個]	181 [個]
	2023年	1,485 [個]	1,425 [個]	1,220 [個]	205 [個]
	2024年	1,485 [個]	1,466 [個]	1,107 [個]	359 [個]
長野県	2022年	2,037 [個]	1,473 [個]	509 [個]	【最大】 964 [個]
	2023年	1,908 [個]	1,228 [個]	870 [個]	358 [個]
	2024年	2,067 [個]	1,560 [個]	1,420 [個]	140 [個]
三重県※2	2022年	950 [個]	362 [個]	327 [個]	35 [個]
	2023年	900 [個]	406 [個]	329 [個]	77 [個]
	2024年	1,000 [個]	477 [個]	315 [個]	162 [個]
	2025年	1,000 [個]	236 [個]	233 [個]	3 [個]

※ 1 当社内の調査において、当年の実績確認が可能であった2022年以降について記載
※ 2 三重県における卵採取数は発生事業場分の合算値を記載
申請先の県事務所数は右のとおり（2022年：4事務所、2023年：4事務所、2024年：4事務所、2025年：1事務所）

不適切事象の事実関係・原因

工 程	⑥報告書類作成
事 実	➤ 行政手続きに関する業務を行う各事業場の担当者は、実績数量を記録・管理する機能を具備したシステムから実績数量を抽出する際、抽出したデータの集約方法を誤り、実績数量と相違する数量で報告を行った。 ➤ 行政への報告書をチェックする管理者は、記載されている報告数量と、事業場で記録している実績数量は一致しているものと思い込んでおり、数量の照合を実施していなかった。 原因Ⅲ：業務管理体制の不備
	➤ 行政手続きに関する業務を行う各事業場の担当者は、事業場に割り当てられた数量を超過した場合においても、過去からの慣習により、行政から許可を得た数量内に収まる値で過少に報告をしていた。（静岡県のみ） 原因Ⅰ：法令に基づいた業務運用が未定着 原因Ⅱ：コンプライアンスを最優先とする意識が欠如

原因および再発防止策

■ 事実から、3つの原因を特定のうえ、6つの再発防止策を策定。

原因	再発防止策	実施時期
I .法令に基づいた 業務運用が未定着	i . <u>臨時法令教育の実施</u> ・担当部署の管理職は、法令および法令に基づいた業務運用（本事象の概要含む）について、 臨時法令教育を実施	2025年 9月
	ii . <u>定期法令教育の実施</u> ・担当部署の管理職は、 毎年決められた時期 に法令および法令に基づいた 業務運用 、事業場の 当該年度 における雛の捕獲および卵の採取の 数量等 について、 教育を実施	2026年 1月 (以降、毎年実施)
II . <u>コンプライアンスを 最優先とする意識 が欠如</u>	iii . <u>職場ディスカッションの実施</u> ・コンプライアンス意識醸成および実務において適切に判断・行動できるよう、法令順守と業務遂行の両立において判断に迷う 具体事例を用いたディスカッション を実施	2025年 9月

原因および再発防止策

- 事実から、3つの原因を特定のうえ、6つの再発防止策を策定。

原 因	再発防止策	実施時期
Ⅲ.業務管理体制の <u>不備</u>	iv. <u>管理責任の明確化</u> ・雛の捕獲および卵の採取に関する 進捗管理責任者の明確化	2025年 9月
	v. <u>管理体制の強化</u> ・雛の捕獲および卵の採取の 進捗管理方法 に関する 社内運用の標準化 （システムによる 管理方法の統一 含む） ・ 進捗管理責任者 による雛の捕獲および卵の採取の許可数量に対する実績数量の 進捗状況の確認 ならびに行政への 報告内容の承認を実施	
	vi. <u>ガバナンス体制の構築</u> ・各事業場における自主的な 品質管理体制構築 による マネジメントの強化 ・ 上位組織 による 再発防止策の実施・定着状況の確認	



中部電力パワーグリッド